

南阿蘇村商工会

■消費税軽減税率対応事業者向け講習会の開催

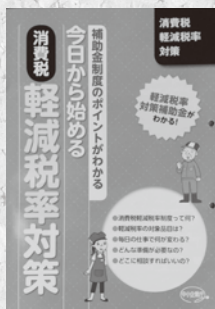
11月24日、消費税軽減税率対応の事業者向け講習会が商工会で開催されました。

本講習会では、2019年10月より消費税が増税されるに伴って実施される「軽減税率制度」についての仕組みや日々の業務で気をつけなければならぬこと、補助金の活用などについて理解を深めるものであり、本村・高森町・西原村の3町村合同で開催しました。

講師には、くまもと森都心プラザ ビジネス支援センターのセンター長であり、株式会社BIZ総研の代表取締役の福島隆彦氏にお願いいただき、飲食業や宿泊業を営む事業者、約15人が参加されました。

後半では、「自社の生き残り戦略について」と題し、経営戦略やSWOT分析や3C分析などのフレームワークの活用などについて講義がありました。

軽減税率の実施により、複数の税率を扱う場合でレジの改修や導入の費用が対象となる補助金制度も締め切り日が延長されました。詳しくは、商工会までお問い合わせください。



■年末資金のご相談を受け付けております

商工会では、年末年始に向けた資金調達のご相談を承っています。

検討中の事業所におかれましては、お早めの相談をお願いします。

12月は相談が大変込み合いますので、事前に電話で確認いただいた上でお申し込みいただきますよう併せてお願いします。

【準備いただくもの】

●個人事業

- ① 直近2期分の税務申告書類
- ② 直近の試算表
- ③ 設備導入予定の場合は見積書
- ④ 事業用り災証明書(取得されている場合)

●法人事業

- ① 直近2期分の決算書
- ② 決算後、6カ月以上が経過
- ③ 設備導入予定の場合は見積書
- ④ 事業用り災証明書(取得されている場合)

不明な点などがございましたら、お気軽に商工会までお問い合わせください。

《申し込み・問い合わせ》

南阿蘇村商工会 白水本所

(平山・小池)

TEL (62) 9435

FAX (62) 9462



Vol.57

【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
TEL (67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く

南阿蘇消費者相談室では、お声がかかれば、高齢者向けの啓発講座へ出ております。

講座と言いつても、

難しい物ではありません。DVDを見てもらうだけです。例えば、振り込め詐欺がテーマであれば、どのようなきっかけで、どうやって、簡単にだまされてしまうのかを、ドラマ仕立てで分かりやすく説明しています。すると、これまで「だまされるはずがない。だまされる方が、うっかりしている」と自信を持っていた方も、人の心の隙をついた巧妙な手口に、他人ごとではなく、「誰でもだまされてしまう可能性がある」ということに気づかれます。手口



■巡回消費者相談日

1月9日(火) 南阿蘇村役場